

# 歴史資料館ハロンガス消火設備更新工事仕様書

## 1 総則

本特記仕様書は、歴史資料館ハロンガス消火設備更新工事に適用するものとする。  
請負人は、監督者のもと契約書等の定めに従い、誠実に施工しなければならない。  
なお、本仕様書と抵触する事項が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

## 2 目的

歴史資料館のハロンガス消防設備について、貯蔵容器（11本）及び起動容器（3本）の更新を実施する。

## 3 施工施設

- (1) 施設名 岐阜県歴史資料館
- (2) 住所 岐阜県岐阜市夕陽ヶ丘4
- (3) 施設の用途 歴史資料及び行政資料保存施設

## 4 敷地及び施設の概要

- (1) 敷地面積等 3622.3m<sup>2</sup>
- (2) 施設の延べ面積等 1810.33m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造

## 5 設備の概要

- (1) ハロン1301消火設備
  - ・貯蔵容器（容器弁付）
    - 外形：50kg/62L
    - 本数：11本
    - PH14B
  - ・起動容器
    - 外形：1kg/2.1L
    - 本数：3本
    - PH5C

## 6 工事の概要

歴史資料館の消防設備について、次のとおり更新工事を実施する。

- ・1階ガスボンベ室に設置されている貯蔵容器11本及び起動容器3本の取り替え（ガス回収、精製及び再充填含む）
- ・容器取外し及び取付け作業
- ・撤去品の運搬及び回収処分
- ・消防署に届け出が必要な書類作成

## 7 工期

契約締結日から平成30年3月16日（金）まで

## 8 仕様等

別添工事費総括表のとおり。

なお、貯蔵容器及び起動容器は、1階平面図の「ガスボンベ室」内にある。

## 9 特記事項

- (1) 本工事の実施において、請負人は業務に関わる法律、政令等を全て順守しなければならない。
- (2) 本工事の実施において、請負人はハロンガス消火設備に関する作業は有資格者（消防設備士甲種第3類）1名以上を要し、安全に留意して作業を行わなければならない。
- (3) 現地の状況及び関連工事等について、工事着手前に綿密な調査を行い、現状を十分把握した上で、工事を施行しなければならない。
- (4) 貯蔵容器及び起動容器のほか使用する部品は、全て新品とする。
- (5) 本工事及び検査、消防署への届出に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等は、すべて請負人の負担とする。
- (6) 本工事において特に騒音が発生するような作業、その他歴史資料館開館に支障のある作業を実施する場合は、原則、休館日に作業するものとする。
- (7) 本工事において請負人の過失による機器等の破損があった時は、請負人の責任で原状に復旧する。

- (8) 本工事に必要な機材等搬出入の際は、隣接する設備等に十分注意して搬出入を行うこととして、搬出入の際に一時的に取り外した物は元通りに復旧する。
- (9) 各機器の附属品及び予備品は、本仕様書に明記なくとも運転保守上当然必要なものは収納する。
- (10) 撤去品の処分、軽微な変更等は本工事に含まれるものとする。本工事で発生した撤去品は極力再資源化に努めるものとし、関係法令を厳守し、請負人の責任において適性に処理されなければならない。
- (11) 作業箇所及び作業日程については、歴史資料館担当職員と協議の上決定するものとする。
- (12) 本仕様書に明記されていない事項については、両者による協議の上決定するものとする。

## 10 工事の委託又は下請負の禁止

請負人は本工事の施工を一括して第三者に委託又は下請負してはならない。

## 11 検査

- (1) 容器開放装置の作動試験を現地で行うこと。
- (2) 工事完了後、現場において請負人の立会の下、検査を行う。なお、当該検査は、請負人による自主検査の完了後、作業報告書の提出を受けた時点で行う。

## 12 提出書類

契約後請負業者は、「岐阜県建設工事共通仕様書」に基づき、完成までに以下の図書を提出しなければならない。なお、詳細及び提出部数については監督員と打ち合わせにより決定する。

- (1) 着工届…………… 1部
- (2) 工程表…………… 1部
- (3) 現場代理人届…………… 1部
- (4) 現場代理人経歴書…………… 1部
- (5) 主任技術者届…………… 1部
- (6) 主任技術者経歴書…………… 1部
- (7) 消防設備士甲種第3類を証する書類…………… 1部
- (8) 施工計画書…………… 1部
- (9) 工事写真…………… 2部
- (10) 完成写真…………… 2部
- (11) 完成図書…………… 2部
- (12) 完成届…………… 1部
- (13) マニフェスト…………… 1部
- (14) その他県が要求する図書…………… 1式

## 13 契約における暴力団等による不当介入に対する対応について

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

請負人は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 履行期間の延長変更

請負人は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができなるときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。